ビジネスにおいてケアを求めるとは いかなることか¹⁾

――高次の倫理的要求の妥当性について――

勝西良典

Caring in Business: On the Justice of Its Nobler Ethical Claim

Katsunishi Yoshinori

This paper discusses the importance of caring in business. Caring seems to be dispensable if we act according to the idea of 'enlightened selfinterest.' The concept of Corporate Social Responsibility (CSR) has developed and the notion of corporate citizenship has appeared. Sustainable capitalism relies on the three bases: financial success, social responsibility, and environmental responsibility. We can regard as 'enlightened selfinterests' all our ethical efforts in business. But such an idea is dangerous because it may lead to considering all values as economic ones. Caring keeps us from such a danger. I define 'caring in a narrow sense' (C₁) as initiating the commitment to others in their own right, and 'caring in a broad sense' (C₂) as the disposition to refrain from imposing specific norms in order to collaborate in creating shared norms. C2 is essential for the infrastructures of business. C₂ provides new framework for business by preventing the superficial integration of social and environmental interests into business, and by preserving non-economic values as such. Within this new framework, a company's strategies and operating practices function well, and C₁ can be realized in business. Each business sphere should include in itself some leeway for C1 although business structures must not be organized with C1 as a default value. No or little leeway for C₁ in a company causes problems for employees (work-life balance, mental health in the workplace, etc.). Thus caring is necessary in business, but this requirement is too noble for the ordinary business persons. We cannot demand from all of them that they each acquire the virtue of caring. That obligation is imposed only on industrially developed countries and multinational corporations under a global viewpoint,

異文化コミュニケーション研究 第23号 (2011年)

and only on the executives in the firm, under the ostensible condition that they have built great wealth.

キーワード:ケア、啓発された自己利益、CSR、コーポレート・シチズンシップ、ステイクホルダー理論

はじめに

人間の生の大半がビジネスの領域となった。貨幣という媒介物が商品やサービス(労働を含む)の価値を一元的に表す記号として理念化し、将来の商取引に対する現在の期待にまで価格がついた²⁾。 銭金の介在しない領域は、ビジネスにとって非効率的な領域 = 規模が小さすぎて高度な分業化がしにくい領域か、一般的な価値のない領域に限られてしまった。個体の個体らしさが他の個体との僅差で計られるしかないなら、その差の感受性は小さな集団でしか共有できない。これは効率よく収益を上げる点でマイナスでしかないが、こうしたプライベートな領域も経済は浸食する³⁾。

だが、このこと自体を悪とは言えない。理論はより包括的な原理を求めるもので、人間の生を一元的価値で説明でき、そのような価値体系で社会を組織することが好都合であれば、そこに問題などあるだろうか。ところが、現在噴出しているビジネス上の問題は徹底した一元化に起因するようなのだ。特に労使関係の問題がそうで、非正規雇用や偽装請負契約といった従来型の構造的問題から、働きがいやワークライフバランス(WLB)、メンタルヘルスといった今までは比較的個人的なものとされてきた問題まで、一元化の弊害が見られる。一元的価値の発展は量の増大によるしかなく、その効率化を目指すなら集約型の組織運営となる。そして、ビジネスにとって都合のよい社会構造のしわ寄せが従業員に行く。

ビジネスにおいて「ケアの倫理」が着目される背景には、この綻びの原因は一元的原則による人間の生の組織化=人間の生全般に対する画一的管理の浸透だという時代認識があるだろう。本稿では、私益追求を目的の一つとするがあくまで社会的・公共的繋がりで成り立つのがビジネスだという理解のもと、そこに「ケア」や「ケアの倫理」といった一般化できない

価値への配慮を求める論理を導入することがどのような意味を持つのか検 討する。併せて、この要求が企業でどの程度実現されるべきか考えたい。

1. ケアするということ

コールバーグーギリガン論争5)からメイヤロフ6)、ノディングズ7)に至る流れは他の関連諸論考に譲り、ここではケアすることの意味を一般的に考える。ケアには相手に注意・関心を向けるという認知的側面と、相手に配慮しかかわる・世話をするというコミュニケーション的側面がある。そこから、相手を受けとめた結果を反映して相手に積極的にかかわる態度がケアだと言える。ケアが要求するのは相手に対する共感的態度だ。相手の声、赤ん坊や昏睡状態の人の声なき声に感応し、その望みの実現に積極的に関与する態度がケアである。泣くことしかできない赤ん坊の要求に対し、母乳を与え、おしめを替えと応答できるのは、親が子にケア的態度でかかわっているからだ。

この種の一見理想的な利他的関係にも負の評価がある®。① そもそも他者の要求を理解できるのか。② 理解できたとして、その実現に手を貸すことは相手の自律を阻害しないか。すなわちパターナリズムに陥っているのではないか。③ そのような阻害要因にはならないとしても、相手の要求に応えることがそもそもよいことと言えるのか。場合によっては規範的観点(「正義の倫理」)から「否」と言う必要もあるのではないか。④ ケアする側の要求はどうか。ケアする側が相手の要求の犠牲者になってよいのか。ケア的態度が一般化していないとケアする一部の者の犠牲が極端にならないか。⑤ だとすると、ケアは生身の人間に実践できるのか。⑥ ケア的態度はcase-by-case の対応を要求するため公平で均質な対応ができなくなる。たとえば、身体が弱くて休みがちの従業員をケアするあまり周りにしわ寄せが行ってよいのか。⑦ ケアは非効率的なので現実の社会に適用しにくくないか。⑥ と⑦ は、社会的・公共的なビジネスの圏域では大きな支障となる。

以上のような評価も含めてケアを考えるとき、次の3つの点について確認しておく必要がある。

異文化コミュニケーション研究 第 23 号 (2011 年)

ケアの一般化の条件としての生存条件: 生存には競争がつきものであり、ケアも生存の上で成り立っている。特にビジネス上の関係の多くは競争原理に基づく。向上に一定の価値を置く限り向上を促進する競争はなくならない。 すると、ケア的態度を要求することには一定の制限がかかる。また、相手をケアすることによってケアする側に犠牲が強いられるのは本末転倒だろう。 ケアする側の生活に余裕がないとケア的対応は不可能だ(恒産なきところに恒心なし)。ビジネスと倫理の対立をいたずらに強調することは慎まねばならない。 ある倫理的要求 (身体が弱い人のケア) は他の倫理的要求 (周りの人間の過重負担の防止)に「悪」のレッテルを貼りかねない。

ケアされる側とケアする側の独立性: 人間関係は相互依存の関係でもありこれを離れた個人はない⁹⁾が、個人は自律的存在でもある。したがって、人間関係は対立関係とも理解し合えない関係ともなりうる。むしろ「縁」と呼べるほどの蜜月など奇跡だ。相手の論理はわかるが承認はできない程度ならまだましで、相手の思惑は謎でありうる。現実には、配慮という美しい関係以上にネゴシエーションという政治的な方策こそが有効なことも多い。それでもケアに意味があるとすれば、それはわからないものに対して向き合う構えとなるだろう。ケアされる側のことがわからない限りケアする側を方向づけるものはない。それでもケアが必要なら、その不透明さを乗り越える勇気と世話が拒絶される可能性を引き受ける覚悟が必要だ。

個別者の価値の不透明性: 社会的規範に従う限りすべきことは決まっている。能力主義・成果主義が採用されている企業において結果で能力を測定し待遇に反映させることは正しい。しかし、価値の尺度を個人のニーズに置くと自明性が崩れる。私たちは自分の利益は承知していると思っているが、欲求に従うと損になることも多い。食べ過ぎ・飲み過ぎ・吸い過ぎが招く生活習慣病はその一例だ。私たちは何が幸福に繋がるのかわからない。行動はすべてその時点では幸福を目指しているが、後悔に終わることもある。自分の本当の要求がわからないのなら、ケアされる側もケアする側がその不透明さを乗り越えてくるのを受け入れる勇気と、受け入れた世話が自分の本当の要求にそぐわない可能性を引き受ける覚悟を持つべき

だ。

以上より、ケアを要求することの暴力性=ケアをしない人を排除してしまう可能性を踏まえた配慮が要求される。「ケア」から「ケアの倫理」に高まるとき、「正義の倫理」と同じく排他的になる恐れもあるのだ。また、ケアにおける規範創造の重要性が指摘できる。ケアがケアされる側の要求を中心に置くにせよ、本当の要求をケアされる側ですら了解していないこともあるとすれば、双方の勇気と覚悟をもってあるべき理想の関係を紡ぐ必要がある。ここでは相手の要求に合わせて相手にかかわろうとすることを「狭義のケア」と呼び、新たな規範創造に向けて一方的な価値観の導入を差し控える態度を「広義のケア」と呼ぼう。前者は答えが出た後や答えの「わからなさ」を乗り越えて他者にかかわる態度であり、後者は答えの「わからなさ」を受け入れる態度、ないし、わかっていると思われている答えを「わからなさ」へと差し戻す態度である。

アングロサクソン的には、このような理念的・理想的紐帯を求めるより技術的紐帯としてのインフラ構築を目指した方が賢明ということになる。アダム・スミスの同感(sympathy)は相手の利害の視点への感応がもたらす感情でもなければ、この視点と自己の利害の視点との一致の感情でもない。同感は私益を離れて「公平な観察者」の視点に立つことで可能となるのであり、そこで適宜性(propriety)が摑まれ、適宜性の論理に貫かれた社会とそのインフラが構築される¹⁰⁾。ベンサムのパノプティコン的管理は外部装置を利用してこの視点を内在化させる技術である¹¹⁾。「見えざる手」はこのような構造上で働くのであり、この構造の起源を忘却した各人が自らのニーズに沿った行動を取ることによって「見えざる」仕方で=その背後で働くのだ¹²⁾。これに対しケアの必要性を訴えるなら、第三者的視点を異他的とは感じないほど内在化させた個人がそのニーズを追求するだけでは問題が生じることを指摘し、ケアのもたらすものがアングロサクソン型の改良では達成できないことを示さねばならない。

2. ビジネスにおけるケアの必要性

ビジネスの現場は進歩している。利潤追求の背後で公益を実現するシナ

リオは、「啓発された自己利益」という概念を得て一層強固で信頼に足るものとなった。公平な観察者の視点を導入することが利益に繋がるという 論理は、潜在的恐怖によって規範を内在化させるパノプティコンモデルよ りも遙かに洗練されている。 たとえば CSR の進化はそのことを跡づけて いる。

キャロルによると、CSR とは会社の経済的・法的・倫理的責任及び自 由裁量に基づく責任を意味する13)。会社の存続が基本とすると、① ガバナ ンス中心の CSR¹⁴⁾ が成立する。収益確保、品質管理、障害者を含む雇用確 保15)、会社の理念・行動規範の策定・遵守、コンプライアンス、リスク管 理が内容となる。次いで、会社の存続が社会的インフラに支えられている ことから、② 社会貢献としての CSR¹⁶⁾ に進む。フィランソロピー・メセ ナなどの経済的貢献活動や、企業ボランティアなどの参加型貢献活動がそ うだ。 続いて、① の内的責任と② の外的責任が統合され③ インテグリ ティを基盤とする CSR となる。 コーポレート・シチズンシップ (CC) 概 念はこの段階の特徴を端的に表している。国連の定義では、CC は「社会 的利害や環境に関する利害を企業の経営戦略や事業と統合すること17)」で ある。ここでビジネスと社会の関係は内的なものとなる18)。会社内のエコ 活動、ライフ・サイクル・アセスメント (LCA) の導入、CSR 調達などは このレベルだ。EU が提唱する持続可能な資本主義は③の CSR を内在化 した資本主義であり、財務的成功、社会的責任、環境責任を要件としてい る。

この流れは社会構造の改革と連動している。BOP ビジネスやマイクロファイナンスは、効率的に大規模な収益を得ようとするビジネスから見放されてきた人々を活性化させる。スマートグリッドという技術は「見えざる手」とは異なる仕方で公平な電力供給を行う手法である。CO2 削減や生物多様性といった新しい価値観が生まれ、ゲームのルールが変わりつつある。炭素税やキャップ・アンド・トレード、及び、国連グローバル・コンパクト(GC)や ISO26000 などの国際規格はその一例だし、国連 PRME といった、③の CSR を内在化させた経営者育成への挑戦は、こうしたルール変更を一段と加速させるだろう。社会的責任投資(SRI)や社会的責任購

買(SRB)といった他のステイクホルダーの動向も、この流れを後押しする。以上を啓発された自己利益として理解できるなら¹⁹⁾、「ケア」や「ケアの倫理」の出る幕はどこにあるのか。

この理解が行き過ぎた経済構造の浸透をもたらすなら問題だ。BOP ビジネスやエコビジネスを社会性の事業化として肯定的に捉える裏で行われているのは未開の市場の開拓である。こうした事業は、最初は大した利益を生まないので、閉鎖的に運営されるだろう。だが、ある程度成長してくれば集約力を持つわけで、周りのより弱い地域から収奪しつつより強い地域の収奪対象となるか、強い企業の格好の水場となる。経済的価値を生み出す資源が枯渇すれば、収奪は完了し、企業は立ち去る。これは、地方都市が大規模商業施設の進出によって地元の商業を破壊された後、最終的には参入企業に撤退される悲劇だ。エコビジネスの場合も、政府の助成金がついたりインフラに対する初期投資が莫大になるだけでなく、技術の進歩も念頭に置けば、持続的かつ大きなビジネスチャンスと映る。こうした悲劇や疑念とは無縁の事業展開を、啓発された自己利益という理念がもたらすのか。

収益を上げるのは義務だ。しかし、持続可能な資本主義の構成要件は相互に矛盾する価値でもある。社会的責任や環境責任を考慮すればコストの上昇は避けられないし、生活水準の維持という社会的責任を果たすには環境責任の一部撤回が必要だろう。③の CSR は私益追求を目的の一つとする一企業に高度な調整能力を要求する。この調整を、 啓発されたとはいえ、自己利益という一元的基準で果たせるのか²⁰⁾。別の価値に裏打ちされた義務の衝突を調停するには、自らの論理を絶対化せず、相手の論理の正しさをも受け入れる態度が必要だ。こうした先判断的態度 = 最終的な結論を異なる価値基準の間で紡ぎ出す前の態度として、 ケアが要請される²¹⁾ (広義のケア)。

社会への配慮義務を企業に強く求めると、CC 概念は拡張され、CSR を超えた政治的要求となる²²⁾。多国籍企業の環境や社会に対する影響力が高まるにつれ、このパワーに見合った責任の取らせ方が問題になり²³⁾、国家を凌ぐその財政規模を尺度にするという観点が出てきた²⁴⁾。だが、財政規

模=経済的価値で計られる限り、この観点は現実的で有効ではあるが、問題も残る。経済的価値と対立しうる価値の実現を経済規模の大きな主体に委ねるという構造はあまりに危うい。一企業に対して政治的承認を経ずに絶大な力を託すことにもなる²⁵⁾し、社会貢献活動は政治的領域への不当介入であり企業権力の不要な増大を招く²⁶⁾恐れもある。ここでも広義のケア的態度は、一元化の中で図らずも不利益を被る層に対する眼差しとして意味を持つ。③のCSRという理想が内に抱え持つ盲点をケア的視線は照らし出し、「正義の倫理」が疑いを持たない、否、持ち得ない点=自らの正義を「わからなさ」へと差し戻す。ケア的態度はもう一度ここで共に社会契約を結び直すことを要求するのだ²⁷⁾。

WLB やメンタルヘルスといった比較的個人的とされてきた問題は、経済成長に託された幸福追求物語からは見えない矛盾に光を当てた。ビジネスの論理は、外部の世界を持つことによって利潤追求の一貫性を保てる。これを自覚し、政治的領域やプライベートな領域に手を出さない努力をしなければならない。「さらに啓発された自己利益」は、社会的な事柄を事業化せず、それにはかかわらない態度を求める²⁸⁾。外部を確保するにはビジネス以外の時間を増やすべきだ。ベーシック・インカムを稼ぐための時間をどれだけ減らせたかという指標の導入が有効である。この価値を推進することは狭義のケア的態度に矛盾するかもしれないが、この価値に気づくためには広義のケア的視線が必要だ。この視点を得ることによって、啓発された自己利益という一元的価値基準は、その外部を取り込むことなく、自らの外で別の価値が実現することを妨げない論理となり得る。

3. ビジネスにおけるケアの可能性

最後に、ケアを現実のビジネスの世界に導入できるかどうか検討したい。

ビジネスの現場で狭義のケア的態度を取るには職場に「遊び」が必要だ。「遊び」のないブレーキがないように、「遊び」のないシステムは機能しない。働きがいや WLB、メンタルヘルス関連の問題は職場に「遊び」が不足しているからこそ起こる。無理云々ではなく、現状を変えなければ危

険と感じるべきである。一定の割合の従業員に問題があると自動的に「遊び」を増やす機構は必要だろう。

狭義のケアをデフォルトにビジネスの現場が運営されるべきかといえば、それは不可能であり、まちがいでもある。仕事はチームワークである以上、共通の構造上で進められるしかない。見えない顧客との関係を良好に維持するためにも、揺るがない構造が必要だ。狭義のケアは「遊び」の部分で目指されるべきである。「遊び」の適量は現場によるが、公的なものとして三人称的関係でもあるビジネスの世界のサービスは、顧客満足を演出するという性格を含む。それを偽りだと不平を言わない理性が、すべてのステイクホルダーに要求される。

こうした狭義のケアを生身の人間に常に要求するのは不可能に近い。人間は絶対やってはいけない場面で絶対やってはいけないことをやってしまうものだ(医療過誤など)。だからケア的態度で事に臨んでも失敗の山が築かれる。成就しなかった行為が与えるストレスは大きい。したがって、狭義のケアの倫理をカント的文脈で誰もが理性によって身に着けられる徳だと考えるなら、人間社会の崩壊を招くだろう²⁹⁾。現代の倫理学者が道徳的な行為を完遂するためには運が必要だという文脈で触れるように³⁰⁾、狭義のケアの倫理を常に実践できるのは古代ギリシア的「賢者」だけだ。皆に守ることを要求するルールは皆が守れるルールでなければならない³¹⁾。

こうした倫理は恒産なきところでは要求できない。ケア的態度を広く要求できると考える背景には、先進国と発展途上国の貧富の差の忘却がある。封建制解体以降、富を独占する構造にメスは入れられたが、本当の意味での富の再分配は行われなかったのだから、機会の平等は担保されていない。ケア的態度が理想であるにせよ、その条件に富を持つという規定が含まれるのなら、もはや一般道徳ではない。ケアの倫理に代表される高次の要求は、外的条件として、富を得ているものにのみ義務づけられる320。この理由でのみ、貧富の差がなくなるまで330、先進国や多国籍企業に多大な要求ができる。

では、広義のケアはどうか。前節で、ビジネスがビジネスの分を守るために、この意味のケアが必要なことは述べた。したがって、ビジネスをビ

ジネスとして存立させる基盤になり得るが故に、広義のケアはビジネスにおいて現実的である。したがって、先進国の経営者はこの意味のケア的態度を必ず身に着けていなければならない。では、広義のケアに対する要求はどこまで対象を広げるのが現実的だろうか。アダム・スミスの同感も、適宜性へと着地する手前では「一方的な価値観の導入を差し控える」という広義のケア的態度を要求するはずであり、既存の社会的インフラの恩恵を個人が受けている限り、この要求は万民に対してなされるかのようだ。しかし、教育なくしてこのような視点で世界を見ることができるのか。人間は飢えた狼でもあるが、ホッブズにあっても、短期的な快・不快から身を引き離して長期的な快・不快に目を向けるためには、理性が必要であった。これは「自然(理性)の光」としてすべての人間に内在化していると期待してよいのかどうか怪しいかもしれない。少なくとも、実際に必ず現実化しているとは言えないだろう。すると、可能的にはすべての人に広義のケアを要求できるが、現実的には厳しいことになる³4°。

おわりに

以上より、ビジネスは狭義のケアを中心に組織されてはならないが、狭義のケアが実践不可能なほどゆとりをなくしてはならない、と言える。ケアが必要とされる問題が一定以上生じたときには、利潤追求の速度を緩める仕組みを確立させることが不可欠である。そのことが結果的には、人間にとって働きやすい職場を実現する。これが「さらに啓発された自己利益」である。また、ケア的配慮は、生存条件に不安を抱えていないものにのみ要求できる。会社では、より上席で収入の多い者にこの配慮義務が生じる。グローバルには、先進工業国や多国籍企業にのみ要求できる。そしてこの配慮は、貧困の撲滅というかたちを取らねばならないだろう。BOPビジネスも一つの有効な手段かもしれないが、利潤追求ないし経済成長の速度を落とすという選択肢も考慮に入れるべきである。

広義のケアは、社会的利害や環境に関する利害を安易にビジネスと統合させないようにし、経済的ならざる価値をそれ自体として保存することによって、ビジネスに新しい枠組みを提供する。この新しい枠組みの中で、

企業の経営戦略や事業がかえって円滑に機能し、狭義のケアの余地も生まれる。したがって、広義のケアは狭義のケアよりも広く要求されうるし、社会的インフラとして不可欠ですらあるだろう。とは言え、ふつうの人間には高貴すぎるので、ビジネスに携わるすべての人々にケアの美徳を身に着けるように要求することはできない。富を外的条件として、グローバルな観点からすれば先進国や多国籍企業に、企業内においては管理職や経営陣に限定して義務づけられるべきである。

こうしてカントに代表される、誰でも道徳的になれるしならねばならない、というモデルに疑念が生じる³⁵⁾。この倫理的要求は法外な要求ではないか。この要求の理に気づいた者にはどれほど法外な責任が課されるのか。「ケア」と「ケアの倫理」が示したのは、民主主義も含めた近代の価値、すなわち、皆が理性的存在者でなければならないという価値を問い直す必要性かもしれない。だとすると、リーマンショックや地球温暖化の問題以上に、改めて「人間とは何か」という問いと倫理との接点が確認されねばならないだろう。ケア的態度を誰に要求できるのかという問いは、ビジネスに携わる人間のすべてに高次の倫理を問えるのかというより深刻な問いを惹起する。道徳的にふるまうための一般的条件の探求を今後の課題とし、今は稿を閉じたい。

註

- 1) 本稿は、神田外語大学異文化コミュニケーション研究所主催で行われた国際シンポジウム「ビジネス・エシックスを多角的に考える」のプログラムとして組まれた「ビジネスとケア――ビジネス・エシックスへの新しい倫理学的アプローチ――」と題するパネル・ディスカッション(2010年2月13日、司会兼パネリスト:加藤泰史:パネリスト:浜渦辰二・田中朋弘:コメンテーター:勝西良典・山中裕)の内容を踏まえたものである。
- 2) 経済的価値による評定が極めて高い包括性を持つという意味。それ以外の価値評定もありうるが、この包括性によって他の価値評定が圧倒的に弱くなり、無視される可能性すらあるし、経済的価値評定の持つこのような包括性により、他の価値評定によって高い評価を受けている場合でも、背後で経済的価値評定が幅を利かせるという事態が生じやすいことは指摘しておきたい。
- 3) 事情はこうだ。拡大路線を歩むビジネスは至る所で飽和状態を生み、新たな

異文化コミュニケーション研究 第 23 号 (2011 年)

市場を求める。金銭の介在しないところに価値が成立していれば、拡大を使命とする企業からは「ビジネスチャンスあり」とみなされ、未開の土地が経済的効率に沿うかたちで整地されていく。経済的効率性と両立しうる自分らしさの領域は自分らしさが記号でしかない領域だ。そこではあらゆる財が「自分らしさ」を託せるかのように演出されているだけの一般的なものと化しており、それらの消費の組み合わせか、その後流行するものを最初に買うことでしか「自分らしさ」は表現できない。ビジネスの拡大路線と消費による自分らしさの演出が結びつくとき、生の大半が経済的価値に囲い込まれる。この支配が借金(クレジット購入も含む)という将来の時間の先物買いにまで及ぶとき、生き方の変更も至難の業となり、経済的価値による生全体の支配が完遂される。

- 4) こうした傾向はビジネスに本質的なものだが、そのもっとも悪い出方をしつ つあるのが日本だと思われる。資源の乏しい日本が敗戦後 GDP 世界第二位まで上り詰めた原動力は地価操作を含めた経済政策によるところ大であるが、その結果、先に挙げた諸問題も先鋭化されたかたちで現れているのではないか。
- 5) Kohlberg, 1971; Gilligan, 1982; Sprinthall and Sprinthall 1987, pp. 157–77; Derry, 1987; Friedman, Robinson, and Friedman, 1987; Kittay and Meyers, 1987; Eisenberg, Fabes, and Shea, 1989.
- Mayeroff, 1971.
- 7) Noddings, 1984.
- 8) Cf. for example, Rand, 1964.
- 9) ケアの倫理以前にも、アリストテレスの「ゾーオン・ポリティコン」以来の 政治的・社会的人間像や中世の霊性神学の伝統、及びブーバー以来の人格的応 答関係の哲学・倫理学があったことを想起してほしい。ソクラテスのダイモー ンを含め、ヨーロッパの「良心」は内観による内的超越の装置である。
- 10) Smith, 1759.
- 11) Bentham, 1787. Cf. Foucault, 1975.
- 12) Smith, 1776. この段落のここまでの議論について、堂目 2008 を参照。また、利潤の最大化が社会全体の福祉に繋がるという立論として次の文献を参照。 Levitt, 1958, pp. 41–50. 私益の追求こそが社会的に理に適った結果をもたらすというホップズ的立論については、たとえば以下のものを参照。 Olson, 1965, preface 「個人は、自分の最高の長期的利益を合理的に追求することによって、社会の改善に貢献する見込みが最も高まる。」
- 13) Carroll, 1979.
- 14) キャロルの言う経済的・法的責任に基づく CSR のレベル。
- 15) 障害者雇用は「障害者の雇用の促進等に関する法律」第3章において事業主 の責務とされている。
- 16) キャロルの言う自由裁量に基づく CSR のレベル。

- 17) Waddock, 2008, p. 456.
- 18) Andriof and Waddock, 2002; 葉山 2008。
- 19) ③ の CSR を含め、このような動向は「啓発された自己利益」を超えているとする論者も多い。一例として、三戸 1994、谷口 2002、葉山 2008。筆者が問題にしたいのは、たとえば、社会的・公共的・倫理的観点がビジネスの論理に組み込まれることによって、企業の自己批判の可能性が少なくなり、延いては他者の批判を受け入れにくくなりはしないか、ということである。註 2)、註28)を併せて参照。倫理学的には、このレベルの実際的行為は倫理的利己主義や功利主義の道具立てで十分に達成可能である。
- 20) 浜渦が期待する「社会企業家」を啓発された自己利益の例と解すべきか、自己利益とケア的態度の間でバランスを取ることを目指すものとみなすべきかについては要検討である。本誌掲載の浜渦論文参照。
- 21) 田中はカントの「先行的な素質」(Kant, 1788, S. 399) とノディングズの「前 道徳的なよさ」(Noddings, 1984, p. 84) を重ね合わせ、このような結論に達し ていた。本誌掲載の田中論文参照。
- Matten and Crane, 2005; Scherer and Palazzo, 2007; Scherer and Palazzo, 2008, especially pp. 1–6.
- 23) Cf. Scherer and Palazzo, 2008, pp. 1-3.
- 24) Cf. for example, Waddock, 2008, p. 457.
- 25) この点は加藤が指摘していた。
- 26) Hayek, 1960, pp. 100–106.
- 27) この点ではカントの倫理学と親和的である。ボウイはロールズを援用しながら、カントの定言命法の目的の国の法式の延長線で、「企業は企業のルールや経営方針の影響を受ける人々に、これらのルールや方針が施行される以前の決議に参加してもらうべきである」という「道徳的企業の第二原則」を定立している。Bowie, 1999, p. 90. Cf. Bowie, 1991, pp. 64f.
- 28) 外部監査の重要性はこの意味につきる(そうでなければ、部外者の的外れな 忠告ほど迷惑なものはない)。社会性の事業化はよいことだが、①事業化でき ないよいこともあり、②そうしたよいことのために事業を断念しなければなら ないこともあり、③その判断を事業家としては慎むべき場合もあることは指摘 しておきたい。
- 29) カント倫理学の本質は、道徳的価値の判定原理ではなく、価値創造に対する 希望の論理を提供していることにある。したがって、Williams, 1976の批判は当 たらないと考えるが、この点については稿を改めて論じたい。
- 30) Cf. Williams, 1976, pp. 20–21.
- 31) Cf. Aquinas, 1265ff., pp. 623-624 (*Summa Theologiae*, I-II, q. 96 a. 2 c.). 「人間が定める法 (lex humana) は多くの人間 [大衆] に対して定立されるのであ

異文化コミュニケーション研究 第 23 号 (2011 年)

- り、その大部分は徳が完全ではない人々である。だから、人間が定める法で禁止されるのは、有徳の人が差し控えるあらゆる悪徳ではなく、大部分の人が差し控えることのできる、もっと重大な悪徳だけだ。とりわけこの法で禁止されるのは、たとえば、殺人や強盗などのように、他者に危害を加えることに向かう悪徳、それを禁止しなければ人間社会が維持できなくなるような悪徳なのである」。ここでは、キケロー以来ミルへと受け継がれている「他者危害原則」の法的位置づけが見事になされている。
- 32) 途上国に GC や ISO26000 等の国際水準を要求することには慎重を要する。
- 33) Cf. for example, Pogge, 2008.
- 34) これは、発展途上国の人間が理性的ではないという意味ではない。筆者自身が理性的かどうかも当然ながら疑問視できるし、どこまで理性的であることを要求されてしかるべきかも問題である、という趣旨である。また逆に、理性的であろうとする努力を放棄するという宣言でもない。現実の人間の身の丈にあった倫理を構築する必要があるという意味である。
- 35) カントは人間の可能性の次元に倫理を位置づけたのであって、現実的・実際的要求の根拠、すなわち法源として道徳形而上学を構想したのではない。『人倫の形而上学』の位置づけ、ないし、カントの実質的義務論の評価が問題になるだろうが、この点は稿を改めて論じる必要がある。註 29)を併せて参照。

参考文献

【和文】

- 谷口勇仁(2002)「「啓発された自利」を超えて――社会業績・経済業績の関係分析の展望――」『經濟科學』名古屋大学経済学研究科、第49巻第4号、121-135頁。 堂目卓生(2008)『アダム・スミス――『道徳感情論』と『国富論』の世界――』中央公論新社(中公新書)。
- 葉山彩蘭 (2008)『企業市民モデルの構築 新しい企業と社会の関係 』白桃書 房。
- 三戸公(1994)『随伴的結果――管理の革命――』文眞堂。

【欧文】

- Andriof, Jörg, and Waddock, Sandra (2002) "Unfolding Stakeholder Engagement," in: Jörg Andriof, Sandra Waddock, Bryan Husted, and Sandra Sutherland Rahman (eds.), Unfolding Stakeholder Thinking: Theory, Responsibility and Engagement, Sheffield: Greenleaf Publishing, pp. 19–42.
- Aquinas, Thomas (1265ff.). Summa Theologiae, I–II, in: Sancti Thomae Aquinatis, Summa Theologiae: Cura Fratrum eiusdem Ordinis, II, quarta editio, Madrid: Biblioteca de Autores Cristianos 1985.
- Bentham, Jeremy (1787). Panopticon, in: id., The Works of Jeremy Bentham, vol. 4,

- Edinburgh: William Tait 1843, pp. 37-172.
- Bowie, Norman E. (1991). "New Directions in Corporate Social Responsibility," Business Horizons, vol. 34 (4), pp. 56–65.
- Bowie, Norman E. (1999). Business Ethics: A Kantian Perspective, Malden, MA; Oxford: Blackwell Publishers.
- Carroll, Archie B. (1979). "A Three-Dimensional Conceptual Model of Corporate Performance," Academy of Management Review, vol. 4 (4), pp. 497–505.
- Derry, Robin (1987). "Moral Reasoning in Work Related Conflicts," in: William Frederick (ed.), *Research in Corporate Social Performance and Policy*, vol. 9, Greenwich, CT: JAI Press, pp. 25–49.
- Eisenberg, Nancy, Fabes, Richard, and Shea, Cindy (1989). "Gender Differences in Empathy and Prosocial Moral Reasoning: Empirical Investigations," in: Mary B. Brabeck (ed.), Who Cares?: Theory, Research, and Educational Implications of the Ethic of Care, New York: Praeger.
- Foucault, Michel (1975). Surveiller et punir: naissance de la prison, Paris: Gallimard.
- Friedman, William J., Robinson, Amy B., and Friedman, Britt L. (1987). "Sex Differences in Moral Judgments?: A Test of Gilligan's Theory," *Psychology of Women Quarterly*, vol. 11 (1), pp. 37–46.
- Gilligan, Carol (1982). In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Hayek, Friedlich A. (1960) "The Corporation in a Democratic Society: in Whose Interest Ought It and Will It Be Run?," in: Melvin Anshen and George Leland Bach (eds.), Management and Corporations 1985: A Symposium Held on the Occasion of the Tenth Anniversary of the Graduate School of Industrial Administration, Carnegie Institute of Technology, New York: McGraw-Hill, pp. 99–117.
- Kant, Immanuel (1788). Kritik der praktischen Vernunft, in: Kant's gesammelte Schriften, Bd. V, hrsg. von der Königlich Preußischen Akedemie der Wissenschaften, Berlin 1908, 1913², S. 1–164.
- Kittay, Eva Feder, and Meyers, Diana T. (eds.) (1987). Women and Moral Theory, Totowa, NJ: Rowman and Littlefield.
- Kohlberg, Lawrence (1971). "From Is to Ought: How to Commit the Naturalistic Fallacy and Get Away with It in the Study of Moral Development," in: Theodore Mischel (ed.), Cognitive Development and Epistemology, New York: Academic Press, pp. 151–235.
- Levitt, Theodore (1958). "The Dangers of Social Responsibility," Harvard Business Review, Vol. 36 (5), pp. 41–50.
- Matten, Dirk, and Crane, Andrew (2005). "Corporate Citizenship: Towards an Ex-

異文化コミュニケーション研究 第23号(2011年)

- tended Theoretical Conceptualization," Academy of Management Review, vol. 30 (1), pp. 166–179.
- Mayeroff, Milton (1971). On Caring, New York: Harper Perennial, 1990.
- Noddings, Nel (1984). Caring: A Feminine Approach to Ethics and Moral Education, Berkeley: University of California Press.
- Olson, Robert G. (1965). The Morality of Self-Interest, New York: Harcourt, Brace & World.
- Pogge, Thomas (2008). World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms, 2nd. ed., Cambridge: Polity Press.
- Rand, Ayn (1964). The Virtue of Selfishness: A New Concept of Egoism, New York: New American Library.
- Scherer, Andreas Georg, and Palazzo, Guido (2007). "Toward a Political Conception of Corporate Responsibility: Business and Society Seen from a Habermasian Perspective," *Academy of Management Review*, vol. 32 (4), pp. 1,096–1,120.
- Scherer, Andreas Georg, and Palazzo, Guido (2008). "Introduction: Corporate Citizenship in a Globalized World," in: id. (eds.), *Handbook of Research on Global Corporate Citizenship*. Cheltenham: Edward Elgar, pp. 1–21.
- Smith, Adam (1759). The Theory of Moral Sentiments, in: The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, vol. I, New York: Oxford University Press 1976.
- Smith, Adam (1776). An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, in: The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, vol. II (2 volumes), New York: Oxford University Press 1976.
- Sprinthall, Norman A., and Sprinthall, Richard C. (1987). Educational Psychology: A Developmental Approach, 4th ed., New York: Random House.
- Waddock, Sandra (2008) "Corporate Citizenship," in: Robert W. Kolb (ed.), Encyclopedia of Business Ethics and Society, vol. 1, Thousand Oaks, CA: Sage Publications, pp. 456–465.
- Williams, Bernard (1976). "Moral Luck" (Proceedings of the Aristotelian Society, supplementary volume L, pp. 115–135), in: id., Moral Luck: Philosophical Papers 1973–1980, Cambridge: Cambridge University Press 1981, pp. 20–39.